

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)及び  
 公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

令和2年4月 契約

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
水戸公共職業安定所敷地賃賃借料	茨城労働局 支出負担行為担当官 浦橋 武 水戸市宮町1-8-31	令和2年4月1日	個人土地所有者		利用者の利便性等を考慮して庁舎を設置しているものであり、契約の性質上代替性がなく、競争を許さず、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に該当するため。	2,720,000	2,720,000						
水戸公共職業安定所駐車場敷地賃賃借料	茨城労働局 支出負担行為担当官 浦橋 武 水戸市宮町1-8-31	令和2年4月1日	(株)常磐第一興商 茨城県水戸市大工町1-3-7	9050001001835	庁舎に近く、来客者の駐車場の利便性から当該駐車場の賃賃が最適であり、契約の性質が競争を許さず、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条第3号に該当するため。	5,893,668	5,893,668						
日立公共職業安定所敷地賃賃借料	茨城労働局 支出負担行為担当官 浦橋 武 水戸市宮町1-8-31	令和2年4月1日	茨城県 茨城県水戸市笠原町978-6	2000020080004	利用者の利便性等を考慮して庁舎を設置しているものであり、契約の性質上代替性がなく、競争を許さず、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に該当するため。	1,731,175	1,731,175						
筑西公共職業安定所敷地賃賃借料	茨城労働局 支出負担行為担当官 浦橋 武 水戸市宮町1-8-31	令和2年4月1日	個人土地所有者		利用者の利便性等を考慮して庁舎を設置しているものであり、契約の性質上代替性がなく、競争を許さず、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に該当するため。	4,540,000	4,540,000						
筑西公共職業安定所駐車場敷地賃賃借料	茨城労働局 支出負担行為担当官 浦橋 武 水戸市宮町1-8-31	令和2年4月1日	個人土地所有者		庁舎に近く、来客者の駐車場の利便性から当該駐車場の賃賃が最適であり、契約の性質が競争を許さず、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条第3号に該当するため。	1,108,800	1,108,800						
筑西公共職業安定所下妻出張所駐車場	茨城労働局 支出負担行為担当官 浦橋 武 水戸市宮町1-8-31	令和2年4月1日	個人土地所有者		庁舎に近く、来客者の駐車場の利便性から当該駐車場の賃賃が最適であり、契約の性質が競争を許さず、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条第3号に該当するため。	1,478,412	1,478,412						
土浦労働総合庁舎駐車場敷地賃賃借料	茨城労働局 支出負担行為担当官 浦橋 武 水戸市宮町1-8-31	令和2年4月1日	一般社団法人 土浦労働基準	8050005002896	庁舎に近く、来客者の駐車場の利便性から当該駐車場の賃賃が最適であり、契約の性質が競争を許さず、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条第3号に該当するため。	9,240,000	9,240,000						
古河公共職業安定所敷地賃賃借料	茨城労働局 支出負担行為担当官 浦橋 武 水戸市宮町1-8-31	令和2年4月1日	茨城県 茨城県水戸市笠原町978-6	2000020080004	利用者の利便性等を考慮して庁舎を設置しているものであり、契約の性質上代替性がなく、競争を許さず、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に該当するため。	1,334,592	1,334,592						
常総公共職業安定所敷地賃賃借料	茨城労働局 支出負担行為担当官 浦橋 武 水戸市宮町1-8-31	令和2年4月1日	個人土地所有者		利用者の利便性等を考慮して庁舎を設置しているものであり、契約の性質上代替性がなく、競争を許さず、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に該当するため。	3,650,000	3,650,000						

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
常総公共職業安定所駐車場敷地賃貸借料	茨城労働局 支出負担行為担当官 浦橋 武 水戸市宮町1-8-31	令和2年4月1日	個人土地所有者		庁舎に近く、来客者の駐車場の利便性から当該駐車場の賃賃が最適であり、契約の性質が競争を許さず、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条4第3号に該当するため。	1,209,600	1,209,600						
石岡公共職業安定所敷地賃貸借料	茨城労働局 支出負担行為担当官 浦橋 武 水戸市宮町1-8-31	令和2年4月1日	個人土地所有者		利用者の利便性等を考慮して庁舎を設置しているものであり、契約の性質上代替性がなく、競争を許さず、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に該当するため。	2,800,000	2,800,000						
龍ヶ崎公共職業安定所敷地賃貸借料	茨城労働局 支出負担行為担当官 浦橋 武 水戸市宮町1-8-31	令和2年4月1日	個人土地所有者		利用者の利便性等を考慮して庁舎を設置しているものであり、契約の性質上代替性がなく、競争を許さず、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に該当するため。	2,800,000	2,800,000						
龍ヶ崎公共職業安定所駐車場敷地賃貸借料	茨城労働局 支出負担行為担当官 浦橋 武 水戸市宮町1-8-31	令和2年4月1日	個人土地所有者		庁舎に近く、来客者の駐車場の利便性から当該駐車場の賃賃が最適であり、契約の性質が競争を許さず、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条4第3号に該当するため。	2,199,600	2,199,600						
高萩公共職業安定所敷地賃貸借料	茨城労働局 支出負担行為担当官 浦橋 武 水戸市宮町1-8-31	令和2年4月1日	高萩市茨城県高萩市本町1-	4000020082147	利用者の利便性等を考慮して庁舎を設置しているものであり、契約の性質上代替性がなく、競争を許さず、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に該当するため。	1,221,528	1,221,528						
鹿嶋労働総合庁舎敷地賃貸借料	茨城労働局 支出負担行為担当官 浦橋 武 水戸市宮町1-8-31	令和2年4月1日	鹿嶋市茨城県鹿嶋市平井118	6000020082228	利用者の利便性等を考慮して庁舎を設置しているものであり、契約の性質上代替性がなく、競争を許さず、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に該当するため。	2,040,750	2,040,750						
土浦わかものハローワーク借室賃貸借契約	茨城労働局 支出負担行為担当官 浦橋 武 水戸市宮町1-8-31	令和2年4月1日	個人所有者		利用者の利便性等を考慮してJR土浦駅に隣接している物件を当てるも、当該物件以外に最適な契約可能物件がないことから、契約の性質上代替性がなく競争を許さず会計法第29条の3第4号及び予決令第102条の4第3号に該当するため。	10,019,952	10,019,952						
水戸公共職業安定所プレハブ事務室賃貸借契約	茨城労働局 支出負担行為担当官 浦橋 武 水戸市宮町1-8-31	令和2年4月1日	大和リース株式会社水戸支店 茨城県水戸市笠原町978-28	4120001077476	当該業者と契約を締結することによって著しく有利な価格で契約できる見込みであるため、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第4号口に該当するため。	980,760	980,760						

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
令和2年度 高齢者活躍人材確保育成事業	茨城労働局 支出負担行為担当官 浦橋 武 水戸市宮町1-8-31	令和2年4月1日	公益社団法人 茨城県シルバー人材センター 連合会 茨城県水戸市千波町1918	7050005010693	本事業は、地域のシルバー人材センターで活躍する高齢者を育成する事業であり、趣旨や目的に沿った技能講習設定、講習実施コーディネーターの配置等を行い、介護・保育分野や人手不足分野等において、地域高齢者が活躍できるよう、当該分野で就業するために必要な技能を付与するため就業体験や技能講習を実施し、一人でも多くの高齢者に地域における活躍の場に参画してもらうことを目的とするものであり、茨城県内にある唯一のシルバー人材センター連合である本法人のみが実施可能であり、会計法第29条の3第4項に該当するため。	60,631,000	60,631,000			公財	都道府県所管	1	
障害者就業・生活支援センター事業委託契約 (水戸障害福祉圏)	茨城労働局 支出負担行為担当官 浦橋 武 水戸市宮町1-8-31	令和2年4月1日	社会福祉法人 水戸市社会福祉協議会 茨城県水戸市赤塚1-1	4050005000532	本事業は、職場不適応により離職した障害者や離職のおそれがある在職中障害者等に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより障害者の職業生活における自立を図ることとされている。障害者の雇用の促進等に関する法律第27条の規定により茨城県が「障害者就業・生活支援センター」として指定している法人で茨城県知事より推薦を受けることが条件となっており、水戸障害福祉圏において本事業を実施できるのは本法人であることから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	42,218,983	42,218,983						
障害者就業・生活支援センター事業委託契約 (筑西・下妻障害福祉圏)	茨城労働局 支出負担行為担当官 浦橋 武 水戸市宮町1-8-31	令和2年4月1日	社会福祉法人 慶育会 茨城県筑西市茂田1740	1050005009931	本事業は、職場不適応により離職した障害者や離職のおそれがある在職中障害者等に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより障害者の職業生活における自立を図ることとされている。障害者の雇用の促進等に関する法律第27条の規定により茨城県が「障害者就業・生活支援センター」として指定している法人で茨城県知事より推薦を受けることが条件となっており、筑西・下妻障害福祉圏において本事業を実施できるのは本法人であることから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	23,246,473	23,246,473						
障害者就業・生活支援センター事業委託契約 (土浦障害福祉圏)	茨城労働局 支出負担行為担当官 浦橋 武 水戸市宮町1-8-31	令和2年4月1日	社会福祉法人 白銀会 茨城県石岡市鹿の子4-16-52	2050005003652	本事業は、職場不適応により離職した障害者や離職のおそれがある在職中障害者等に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより障害者の職業生活における自立を図ることとされている。障害者の雇用の促進等に関する法律第27条の規定により茨城県が「障害者就業・生活支援センター」として指定している法人で茨城県知事より推薦を受けることが条件となっており、土浦障害福祉圏において本事業を実施できるのは本法人であることから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	19,998,640	19,998,640						

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
障害者就業・生活支援センター事業委託契約 (取手・龍ヶ崎障害福祉圏)	茨城労働局 支出負担行為担当官 浦橋 武 水戸市宮町1-8-31	令和2年4月1日	特定非営利活動法人自立支援ネットワーク 茨城県土浦市真鍋新町1-14	1050005005955	本事業は、職場不適応により離職した障害者や離職のおそれがある在職中障害者等に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより障害者の職業生活における自立を図ることとされている。障害者の雇用の促進等に関する法律第27条の規定により茨城県が「障害者就業・生活支援センター」として指定している法人で茨城県知事より推薦を受けることが条件となっており、取手・龍ヶ崎障害福祉圏において本事業を実施できるのは本法人であることから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	24,225,695	24,225,695						
障害者就業・生活支援センター事業委託契約 (鹿島障害福祉圏)	茨城労働局 支出負担行為担当官 浦橋 武 水戸市宮町1-8-31	令和2年4月1日	社会福祉法人 鹿島育成園 茨城県鹿嶋市国末1539-1	6050005006296	本事業は、職場不適応により離職した障害者や離職のおそれがある在職中障害者等に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより障害者の職業生活における自立を図ることとされている。障害者の雇用の促進等に関する法律第27条の規定により茨城県が「障害者就業・生活支援センター」として指定している法人で茨城県知事より推薦を受けることが条件となっており、鹿行障害福祉圏において本事業を実施できるのは本法人であることから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	20,930,694	20,930,694						
障害者就業・生活支援センター事業委託契約 (つくば障害福祉圏)	茨城労働局 支出負担行為担当官 浦橋 武 水戸市宮町1-8-31	令和2年4月1日	社会福祉法人 創志会 茨城県つくば市上郷7563-67	7050005005116	本事業は、職場不適応により離職した障害者や離職のおそれがある在職中障害者等に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより障害者の職業生活における自立を図ることとされている。障害者の雇用の促進等に関する法律第27条の規定により茨城県が「障害者就業・生活支援センター」として指定している法人で茨城県知事より推薦を受けることが条件となっており、つくば障害福祉圏において本事業を実施できるのは本法人であることから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	20,129,276	20,129,276						
障害者就業・生活支援センター事業委託契約 (常陸太田・ひたちなか障害福祉圏)	茨城労働局 支出負担行為担当官 浦橋 武 水戸市宮町1-8-31	令和2年4月1日	社会福祉法人 町にくらす会 茨城県ひたちなか市長砂1561-4	7050005002435	本事業は、職場不適応により離職した障害者や離職のおそれがある在職中障害者等に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより障害者の職業生活における自立を図ることとされている。障害者の雇用の促進等に関する法律第27条の規定により茨城県が「障害者就業・生活支援センター」として指定している法人で茨城県知事より推薦を受けることが条件となっており、常陸太田・ひたちなか障害福祉圏において本事業を実施できるのは本法人であることから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	22,805,827	22,805,827						

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
障害者就業・生活支援センター事業委託契約 (古河・坂東障害福祉圏)	茨城労働局 支出負担行為担当官 浦橋 武 水戸市宮町1-8-31	令和2年4月1日	社会福祉法人 慈光学園 茨城県坂東市生子1617	4050005004608	本事業は、職場不適応により離職した障害者や離職のおそれがある在職中障害者等に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより障害者の職業生活における自立を図ることとされている。障害者の雇用の促進等に関する法律第27条の規定により茨城県が「障害者就業・生活支援センター」として指定している法人で茨城県知事より推薦を受けることが条件となっており、古河・坂東障害福祉圏において本事業を実施できるのは本法人であることから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	14,369,660	14,369,660						
障害者就業・生活支援センター事業委託契約 (日立障害福祉圏)	茨城労働局 支出負担行為担当官 浦橋 武 水戸市宮町1-8-31	令和2年4月1日	医療法人 圭愛会 茨城県日立市大久保町2409-3	6050005007170	本事業は、職場不適応により離職した障害者や離職のおそれがある在職中障害者等に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより障害者の職業生活における自立を図ることとされている。障害者の雇用の促進等に関する法律第27条の規定により茨城県が「障害者就業・生活支援センター」として指定している法人で茨城県知事より推薦を受けることが条件となっており、日立障害福祉圏において本事業を実施できるのは本法人であることから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	20,153,579	20,153,579						
以下余白													

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。